

岩手県告示第479号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年8月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成23年7月13日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社ホクシン
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市本宮字宮沢55番地5
 - ウ 代表者の氏名 村上義一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第4603号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年7月6日付けで土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成23年7月19日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 箱根建設
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市前沢区生母字箱根43番地1
 - ウ 代表者の氏名 菅原榮吉
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第6115号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年7月14日付けで土木工事業、大工工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成23年7月20日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 イワタニ岩手株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市下太田田中47番地1
 - ウ 代表者の氏名 押田正美
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第20481号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年7月19日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成23年7月19日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 米田土木
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市墓目第8地割121番地4
 - ウ 代表者の氏名 米田徳治
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第120013号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年7月13日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設

工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成23年7月22日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 飯坂建設株式会社

イ 主たる営業所の所在地 奥州市前沢区古城字千刈田181番地

ウ 代表者の氏名 菅原秀子

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-21)第60108号

(3) 処分の内容 造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成23年7月21日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。